

『教育』
1953年4月
26巻
4(201)

慣となり、習慣が性格を形成し、人格の一部となることに思いを致すべきであろう。中学2年・3年は青年期に入るの、家庭における自己の生活向上はもちろん、家族生活の改善・向上に進めるのが自然であろう。

なお中学校においては一方ある程度の職業的経験と理解とを与えて職業的能力の基礎に培って、自己の職業的適性を見出させ、就職・進学の方を定める資となるように指導することも、職業・家庭科のねらいである。ところが今の職・家はむずかしくてわからないとばかりに、職業的経験や知識・理解を与えることなど、どこ吹く風かというような態度で終戦前のように家庭の仕事を教えておられる天下太平の学校もある。このような学校では民主社会では男女平等が理想であつて、それには女子の地位の向上が肝要であり、女子の地位向上にはその経済的独立が前提となつて、女子に職業的能力の必要なことをし、うぶん研究される必要があろう。また、この地域は実業に就く卒業生が多いからというので、全く家庭生活学習をぬきにした学校もあり職業・家庭科3時間のうち、1時間を女子は家庭男子は職業、2時間を職業的知識・理解とし、家庭担当の教師は1時間技術だけやればよいという珍妙な行き方をしている学校もある。

国をあげて民主的方向へ躍進しつつある今日、このあたりの職業・家庭科

には封建の風が吹きまくつているようである。またこのような傾向に、なほはなかな職業教育法の考え方が拍車をかけて、家庭生活学習を全く農工商の生産面だけに結びつけて指導されている学校もある。このような学校では職業・家庭科の家庭部面の本質的な使命にさかのぼつて考え直し、家庭部面には家庭生活学習と職業的経験とが未分化の形で包含されていることをまず頭に置くことが大切であろう。そうして職業的な面のみをとりあげて、家庭における自己の生活の向上や家族生活の改善向上をねらう大切な半面を忘れていることを反省しなければならない。

更に産業教育振興法を熟読されるべきであろう。その第1章第1条に「この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ…」とある。国民生活の向上は直接家庭生活の負うべき問題であり、消費者としての家庭生活がかくれたる実権を握っていることを再確認されることが肝要であろう。

以上のような行き過ぎも保守的態度も今日の教育の健全な姿とは言われない。女子が職業的能力を持ち、男子が家庭生活を理解し尊重することは、民主社会の建設に重大な意義を持つもので、正しい職業・家庭科の運営は産業経済の発展と物心両面からの国民生活の向上に培うものであることを熟慮されるべきであろう。(文部省文部事務官)



職業・家庭科と産業教育

長谷川 淳

産業教育という言葉がつかわれるようになってから2年近くなる。この言葉の中に中学校の職業・家庭科が含まれるかどうかについては多くの意見の存するところであろう。しかし「産業教育振興法」においては「産業教育」とは、「中学校……が、生徒……に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育」を言っている。この定義をみると、職業・家庭科が「産業教育」の中に包含されるようにも思われる。しかしこの法律では「職業・家庭科」とは言っていない。一昨年来、アメリカ、コロラド州の職業教育局長カムストック氏が、IFEL「職業教育管理」班の指導者として来朝された時この法律には中学校の職業・家庭科を含むかどうかを再三念をおした。アメリカにおいても、日本のこの教科に相当するインダストリアル・アーツを、職業教育関係の法律に含んでいるのは、全アメリカの約半数の州で、この教科は、これらの法律が対象としているものの限界領域に位するものである。従つてこの教科を含むか否かは、この法律の今後の運営実施に、またこの教科の性格に重大な影響を及ぼすものであるから、今のうちにそれを決めておかなければならないことを説いた。

カムストック氏の意向を察すると、日本においても中学校の職業・家庭科をこの法律の対象とすることは、のぞましくないと考えていたようである。それは、アメリカの経験からみて、法律の対象とすることによつて、普通教育の教科としての本質をゆがめる結果になり、また中央政府の支配をうけやすいようにする結果になるからである。アメリカでは高等学校の職業課程でさえも、あるものは職業教育法の対象とされることを拒否していると言うことである。わずかばかりの財政的援助を受けることによつて連邦政府からの拘束を受けることをいさぎよしとしない態度に学ぶべきものが多い。

「産業教育振興法」に述べられた産業教育の定義に従つて、この教育を、「現状の」農業、工業その他の産業に従事するための「直接的な準備訓練」と解釈するならば、これは職業・家庭科の目的であつてはならないであろう。しかし中学校における職業・家庭科が現実にこの法律の対象とされている。昭和27年度には「地方の産業教育及びこれに関する研究」の中心校として、「当該教育又は研究を行うために必要な実験実習」のための設備費その他の経費の補助を受けている。この法律に示されているように、現在の中学校の職業・家庭科の研究指定校には、2つのタイプが見られる。その1は、「地方の産業教育」の「中心」施設で、これは

産業教育を職業・家庭科と同一のものとして「産業教育」の計画でもないしと考え、現在のコース・オブ・スタディに示された学習指導計画の例にならなかつて、その計画に従つた教育をいかに行はせようかと悩んでおられる。そしてそれをその地方のモデルにしようという。また同じく、その例にならなかつて、いかにりつばな地方の産業教育のプランを作るかということにあるようである。その1つはプラン・メーカーのおわり1つは教育の実施に苦慮しているだけにおわつている。その2は、「地方産業に関する研究」の中心施設で、戦後の教育が一般にそうであつたように、「地域社会」の産業の要求に適合した教育を行い、その産業の振興に寄与せしめようとするものである。

これらの研究指定校に対する設備費の補助が、どんなこととどんな教育を振興させているであろうか。

1. カリキュラムの研究と称するものである。実はプラン・メーカーである。「4分類 12項目にわたり」「生活経験をもとにして」「啓発的経験の意義をもつようにできるだけ広い経験を与えるような」生活単元の構成としての展開を行うものである。これにはすでに学習指導要領が代表的な例を示しているのだから、それに多少の修正を加えたようなプランをつくつている。この修正が「地域社会の必要によつて特色をもつ」ようにしただけのものである。このような計画は、この法律に定

めた「産業教育」の計画でもないし、職業・家庭科教育の改善でもない。ここに示された学習指導計画の例にならなかつて、その計画に従つた教育をいかに行はせようかと悩んでおられる。そしてそれをその地方のモデルにしようという。また同じく、その例にならなかつて、いかにりつばな地方の産業教育のプランを作るかということにあるようである。その1つはプラン・メーカーのおわり1つは教育の実施に苦慮しているだけにおわつている。その2は、「地方産業に関する研究」の中心施設で、戦後の教育が一般にそうであつたように、「地域社会」の産業の要求に適合した教育を行い、その産業の振興に寄与せしめようとするものである。

2. 指導法の研究と称するもの。指導要領のプランも現在の学校のプランもあくまでプランであつて実施のうらつけがない。ある県の指導主事が言ったように生徒たちはカリキュラムをわだかまらして、いきいきと学習活動をしていく。せつかくつくつたプランとは全く別個の学習活動と指導が行われるのが一般である。ここに、研究指定校としてどんな教育が行われるだろうかと懸念が一つある。またこのプラン通り実施できたとすれば、その「目標」に示されているような、「実生活に役立つ仕事」をあれこれと行い、「勤労を重んじ、楽しく働き」いやな仕事も喜んで行うような態度の養成が主要な目的になる。これが第2の懸念である。

3. 地方の産業の開発への協力。地方産業に関する研究の中心施設としてさきに掲げたこの法律の産業の定義にもとづいた教育を行おうとするものである。この場合、産業を現実に行われているその地方の産業に関する研究を行おうとすれば、とかく職業的訓練に落ちる可能性がある。この「研究」を、その地方産業の科学的水準を高め「わが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎」たらしめるようにするものであるならば、たしかに意味の

あることである。しかし現実に行われている「研究」をみると、地域産業の発展に協力するものとして、「大豆の油しぼり」「ボマーの製造」その他がこの教科の大部分をしめて行われている。ここでは「仕事を中心として」仕事が目的であり、つくるものが目的であり、副次的にはそのような産業への協力という態度が目的である。

これらのいずれの場合も、さきに述べた法律の産業教育の定義をその字の通りにうけとつた場合に懸念される、現実の産業への適応や産業の現状の維持が主要な目的になる。さらにこの法律の改正によつて追加された条項に従つて、「学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない」とすれば、実習に必要な経費を得るために、収益をあげるような教育が行われることになり、上に述べた懸念をますます大きくせざるを得ない。

ここにカムストック氏が、日本の職業・家庭科に対する危惧とその健全な発展のための厚意とを思いおこさなければならぬ。それと共にこの法律によせられた各方面からの批判を思いおこさなければならぬ。

現在、中学校の職業・家庭科に対していろいろな批判がある。この産業教育振興法の実施以来さらに批判がきびしくなつてきている。これまでの批判が、

この法律の実施によつて、上に述べたような懸念をはらむような方向に転換して行くことは、誠にいましめなければならぬ。ここに「農業・工業・商業・水産業その他の産業に従事するために必要な知識・技能及び態度を習得させる」という産業教育の定義を改めて検討してみる必要がある。同時に、研究指定校の目的である「地方の産業教育及びこれに関する研究」ということも検討してみなければならぬ。

しかしこの産業教育振興法が、ともかく現在の職業・家庭科に再検討を加えるべき要請を与えたことは事実である。これがこの法律の、この教科を担当する教師および教育管理者に対する教育的意義である。そこでこの法律の第1条に記されたこの法律の目的にもう1度立ち返らなければならない。この第1条において、産業教育は、わが国の産業経済の発展及び国民生活向上の基礎であることを再確認している。そして、個人の尊厳を重んじ、真理と平和とを希求する人間を育成し、普遍的なしかも個性ゆたかな文化の創造発展を期するという「教育基本法」の精神にのつとるべきことを明示している。この目的および精神にてらしてみると、上に述べたいくつかの場合は、国民生活の向上を目的とした産業経済の発展に貢献するのではなく、特定の地域の特定の人によつて営まれる企業の維持経営に牽仕するものであり、個人

の尊厳を重んじるものでもなく、平和を求めることでもできず、又その創造発展も期することはできない。

そこで第2条に述べている「農業・工業・商業・その他の産業」を現在特定のそれとして受けとるのではなく、国民一般の生活の発展向上に役立つものとし、そのための改善と発展能動的に参加して行くために必要な基礎的な知識技能を養うことが、この法律で言う「産業教育」の目的であろう。このような目的から「産業教育……内容及び方法の改善」を図るべきことが、その第3条に述べられている。

職業・家庭科が目的としている「仕事中心」の教育、生産一般の教育、地域社会主義の教育、生活経験の学習等その中には、上に述べた行き過ぎた産業教育への萌芽が含まれているように思われる。研究指定校は、この萌芽を育てるのではなく、振興法の意味るところをくみとり、職業・家庭科(習指導要領)に根本的な検討を加えることになつたかを見ることとしよう。この指導要領に含まれている欠かぬを、もう1度「経験学習」を試みるのであつてはならないし、その「啓発的経験」をつむのであつても構はない。この場合すなわち教師の立場からみても「仕事」をするのが目的ではなく、この仕事を通じて、この教科の改善を図ることが目的である。

(文部省文部事務官なるにつれて、実業界から新しい要求が



アメリカ、ロスアンゼルス市立職業短期大学の
学校新聞 (Trade Wind) 1952年11月の論説

から35年前にアメリカの連邦議会は一法律を制定した。それはその当時としては、最新な教育方法を定めた法律であつ

た。この法律は俗にスミス・フーズ法と呼ばれているが、この法律のお蔭で1917年以後職業学校の大拡張が行われたのである。わが国にこの法律は文字通り職業学校の背景になつたのである。しかし先ず1917年前のアメリカにおける職業学校の歴史をふりかき、どうしてスミス・フーズ法が制定されたかを見ることが必要である。今世紀の始め頃迄、否第1次世界大戦の頃迄は、アメリカの国民は主として農に從事しており、それに必要な労働者はヨーロッパからどしどしやつて来ていたのだから、国民に職業に関する教育を行う事はあまり必要でなかつた。

工業の発展

しかるに工業が大いに起り、それにともなつて従来行われていた徒弟制度が振つた。なるにつれて、実業界から新しい要求が

起つて来た。この点について中等教育の権威アルバート・グレイブス (Albert D. Graves) は次のように述べている。

「1900年迄はアメリカには職業学校は指を屈する程しかなかつた。今世紀になつて実業団体や製造工業者に職業学校をどの程度拡充すべきかについて研究を始め、調査団をヨーロッパに派遣したりした。1906年になるとマサチューセッツ州に工業学校設立の委員会が設けられ、続いて他の州や都市でもこれに似た運動が起つたが大した成果はあがらなかつた。

しかるに1913年になると米国連邦議会がこの問題についての委員会を設置することとなつた。そしてこの委員会の調査の結果アメリカには1200万人が農業に、1400万人が製造工業に従事しているにもかかわらずそれらの勤労者のうち十分な職業訓練を受けている者は僅かに1%にも達してないことが分つた。そして職業学校の数と云えばアメリカ全体でドイツのバヴァリア國の職業学校にも及ばなかつた。」